

事 務 連 絡
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管（部）局
結核対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
結核予防事務に関する疑義について

日頃、感染症対策の推進に当たっては、御協力をいただきありがとうございます。
ます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核に関
してこれまでに頂いた質問に対する回答を送付しますので、ご参照下さい。

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局結核感染症課

結核対策係 雨貝、田中

TEL:03-5253-1111（内線2381）

FAX:03-3506-7325

(発生届関係)

Q 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条第1項第1号に基づき無症状病原体保有者（潜在性結核感染症）として届出がされた者が、登録中に発症し、患者（確定例）となった場合は、改めて同号に基づく届出を行う必要があるか。

A 1 医師が患者（確定例）として診断した場合、感染症法施行規則第3条第1号に該当する場合は感染症法第12条第1項本文に基づく届出の対象とはならないが、それ以外は届出が必要となる。

(接触者健診関係)

Q 2 結核集団感染事例報告における「感染者」には、潜在性結核感染症ではない無症状病原体保有者も含まれるか。

A 2 含まれる。

(入院勧告関係)

Q 3 住民票の住所地と異なる場所で勧告入院が必要な結核として診断された場合、感染症法第19条第1項に基づく入院の勧告は、いずれの都道府県知事が行うものか。

また、以後の入院に関する手続き（感染症法第20条第1項及び第4項）は、いずれの都道府県知事が行うのか。

A 3 感染症法第19条第1項に基づく入院の勧告については居住地（住民票の住所地に限られない。）を管轄する都道府県知事等が行う。

また、感染症法第20条第1項及び第4項に係る手続きについては、同法第19条第1項に基づく入院勧告を行った都道府県知事等が引き続き実施する。なお、同法第20条第5項に基づき意見を聴く感染症の審査に関する協議会は、診査の対象となる居住地を管轄する保健所に置かれたものであること。

(公費負担関係)

Q 4 感染症法第37条において、感染症法第19条または第20条に基づく入院期間中に受ける結核に関する治療以外の医療についても、公費負担の対象となるか。

A 4 患者にとって緊急に必要であり、入院期間中に治療されない場合に結核からの回復に悪影響があることが明らかな場合に限り、公費負担の対象として差し支えない。

Q 5 休日・夜間等に感染症法第12条第1項に基づく届出がされ、勧告入院までに時日を要した場合、届出から勧告入院までに受けた結核に関する医療について感染症法第37条に基づく公費負担の対象となるか。

A 5 原則は入院勧告に基づき入院した時点から公費負担の対象となる期間となるが、保健所職員と連絡が取れないことによる受理の遅滞や入院勧告事務の遅滞により当該患者の勧告入院が遅れた場合に限り、届出がなされた時点の後、明らかに入院が必要と認められる時点に遡って公費負担の対象期間とすることができる。

Q 6 感染症法第37条の2に基づいて入院した結核患者について、外科的療法後のリハビリ及びリハビリのための入院は同条に基づく公費負担の対象となるか。

A 6 感染症法第37条の2第1項に基づき公費負担対象となる医療について、感染症法施行規則第20条の2に規定されているが、リハビリ及びリハビリのための入院については規定されていないので、公費負担の対象とはならない。

Q 7 感染症法第37条の2に基づく公費負担について、感染症法施行規則第20条の3第1項に基づく申請より前に受けた結核に関する医療について公費負担の対象となるか。

A 7 原則として、感染症法施行規則第20条の3第1項に基づく申請を受理した日が始期となる。ただし、申請書の提出が郵送その他特別の事情のため時日を要した場合は、当該事情の継続した期間についても対象として差し支えない。

Q 8 感染症法第37条第2項に基づき患者が費用の全部又は一部を負担することができる場合、医療を担当した感染症指定医療機関において当該費用を徴収することはできるか。

A 8 感染症法第37条第2項の費用の徴収を行う場合は、都道府県知事等が申請者に請求し、徴収するものである。

Q 9 感染症法第37条及び37条の2にかかる公費負担について、公費負担の決定内容と比較し著しく高額な診療報酬が請求された場合、診療録等の検査をすることはできるか。

A 9 都道府県知事は、公費負担を適正なものとするため必要があると認めるときは、感染症法第43条第1項に基づき感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、また、感染症指定医療機関の管理者の同意を得て当該職員に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

Q 10 リウマチの治療等により免疫低下状態にある者に対して、過去に罹患した結核の再発防止のため、予防的に抗結核薬を投与することは感染症法に基づく公費負担の対象となるか。

A 10 現時点で治療の必要性がないにも関わらず、予防のために投薬することは対象とならないが、感染症法第12条第1項に基づき、結核医療の必要がある潜在性結核感染症として届出がされた者に係る治療については、公費負担の対象となりうる。

Q 11 感染症法施行規則第20条の3第3項に基づき交付される患者票において、複数の結核指定医療機関で医療を受けることを記載することはできるか。

A 11 医療を受ける結核指定医療機関を1つに限定する規定はないため、複数の結核指定医療機関で医療を受ける必要がある場合は、複数を記載して差し支えない。

(その他)

Q 12 感染症法第18条第5項や第20条第4項による感染症診査協議会への意見聴取について、簡素化による方式は認められるか。

A 12 感染症の審査に関する協議会の開催について簡素化による方式が認められる場合は、感染症法第20条第1項による場合に限られる。

Q 13 感染症法第53条の11の届出について、無症状病原体保有者（潜在性結核感染症）として登録されている結核患者が入退院した場合も届出対象となるか。

A13 対象となる。

Q14 感染症法第53条の2第1項に規定する「業務に従事する者」とは。

A14 常勤・非常勤の別や、勤務時間等を問わず、現に業として行われる業務に反復継続して従事する者をいう。